第 12 次
三条市交通安全計画

令和８年９月
三条市交通安全対策会議

まえがき

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）の規定により、国及び県が策定した第 12 次交通安全計画に基づき、三条市と関係機関が令和８年度から令和 12 年度までの５年間に本市内において推進する交通安全計画をまとめたものです。

交通事故の発生件数、負傷者数、死者数は、交通安全広報啓発活動の強化、自動車安全技術の向上、交通安全施設の充実の向上等により、近年は総合的に減少傾向にあります。

本市における道路交通事故は、発生件数、負傷者数ともに令和４年までは減少傾向にありましたが、近年ではやや増加しています。死者数については、令和３年から減少傾向にあり、令和３年から令和７年までの累計では、死者数における約６割を高齢者が占める状態となっています。

その一因としては、高齢者の運転機能及び身体機能の低下が挙げられ、このことから、高齢者の交通事故防止が本市においても重要かつ喫緊の課題となってきているのが現状です。

令和８年４月から自転車関連事故等を減少させるため、自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入され、また同年９月から歩行者等を交通事故のリスクから守るため、生活道路における法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられるなど、全国的に交通弱者と言われる歩行者や自転車運転者等を保護する取組みがなされています。

このたび策定しました本計画を着実に推進していくことで、すべての市民が交通事故の危険にさらされることなく安全に安心して外出できる環境を作り出すことが重要であり、そのためにも警察を始めとする関係機関、関係団体と連携を強化して各種施策に取り組んでまいります。

あわせて、道路を利用する市民一人一人が交通ルールを確実に守り、相手の立場に立った交通マナーの実践に努めることが大切であることから、市民の皆様におかれましては、それぞれの立場からこの計画の実現に向けた取組を実施していただきますようお願い申し上げます。

令和８年９月

三条市交通安全対策会議会長
三条市長　滝　沢　　亮

目　　次

第１部　総論 1
第１章　計画の考え方 2
１　計画の基本理念 2
２　計画の性格・期間等 2
第２章　交通事故等の現状 3
１　本市の道路交通事故の推移と現状 3
２　本市の踏切事故の現状 4
第３章　交通安全計画における課題と目標 5
１　重点課題 5
２　第 12 次交通安全計画の目標 7
第４章　課題解決に向けた施策の展開 9
１　重点施策 9
２　道路交通の分野別施策 10
３　踏切道の安全についての施策 11
第２部　講じようとする施策 12
Ⅰ　重点施策 13
第１章　高齢者の交通事故防止 13
１　道路・交通安全施設等の整備 13
２　事故防止対策の推進 13
３　教育・啓発の推進 13
第２章　歩行者の安全確保 16
１　歩行空間の整備・改良 16
２　事故防止対策の推進 16
３　教育・啓発の推進 17
４　歩行者に対する保護の推進 17
第３章　自転車の安全利用の推進 18
１　自転車通行空間の整備・改良 18
２　事故防止対策の推進 18
３　教育・啓発の推進 18
４　自転車利用者に対する指導の推進 20
５　自転車に対する保護の推進 20
第４章　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底 20
１　後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発 20
２　交通指導取締りの強化 21
第５章　飲酒運転の根絶 22
１　飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 22
２　交通指導取締りの強化 22

Ⅱ 分野別施策 23
第１章　道路交通環境の整備 24
１　道路等の整備 24
２　交通安全施設等の整備 24
３　高齢者等の移動手段の確保・充実 25
４　道路使用・占用の適正化 25
５　統合的な駐車規制の推進 25
６　自転車利用環境の統合的整備 25
７　ＴＤＭ（交通需要マネジメント）の推進 26
８　効果的な交通規制の推進 26
９　その他の道路交通環境の整備 26
第２章　交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策 27
１　交通安全に関する普及啓発活動の推進 27
２　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 30
３　地域社会における交通安全意識の高揚 31
第３章　安全運転の確保 32
１　運転者教育等の充実 32
２　事業者に対する安全運転管理の充実 32
３　交通労働災害の防止 32
４　道路交通に関する情報の収集と提供 32
第４章　道路交通秩序の維持 33
１　指導取締りの強化 33
２　駐車秩序の確立 33
第５章　救助・救急活動の整備拡充 34
１　応急手当の知識普及・啓発活動 34
２　プレホスピタルケアの充実 34
３　救助・救急施設及び救急体制の整備の推進 34
４　救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 34
第６章　交通事故被害者支援の推進 35
１　新潟県交通災害共済事業の推進 35
２　交通事故相談所の活用 35
３　交通遺児対策 35
Ⅲ 踏切道の安全についての施策 36
１　踏切道の構造改良等による対策の促進 37
２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等 37
３　その他踏切道の安全と円滑化を図るための措置 37

参　考　資　料 38
１　交通安全対策基本法（抜粋） 39
２　三条市交通安全に関する条例 42
３　三条市交通安全対策会議規則 44
４　三条市交通安全対策会議委員一覧 45

第１部 総論

第１章　計画の考え方

第２章　交通事故等の現状

第３章　交通安全計画における課題と目標

第４章　課題解決に向けた施策の展開

第１章　計画の考え方

１　計画の基本理念

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素であることから、昭和 46 年以降 11 次にわたって「三条市交通安全計画」を策定し、市及び関係行政機関等が一体となって各種の施策を推進してきました。

その結果、本市における道路交通事故は、発生件数、負傷者数ともに、近年ではやや増加しているものの、全体としては概ね減少傾向にあります。

この背景として、道路交通法等の一部改正による飲酒運転に対する周辺者を含めた刑事罰、行政罰の厳罰化、シートベルト着用率の向上、交通安全思想の普及徹底、道路交通環境整備、自動ブレーキ等新技術による車両の安全性向上、救急医療体制の整備・拡充等が考えられます。

交通安全対策を一層効果的に推進するためには、交通情勢の変化に適切に対応して、実効性のある施策を実施する必要があります。

第12次三条市交通安全計画は、人命尊重の理念に立って、人優先の考えのもと、交通安全に関する様々な施策を推進し、市民の誰もが安心して外出したり移動したりできる三条市を築き上げていくために策定するものです。

２　計画の性格・期間等

この計画は、三条市交通安全対策会議が国の第 12 次交通安全基本計画及び第 12 次新潟県交通安全計画に基づき策定するもので、令和８年度から令和 12 年度までの５年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

第２章　交通事故等の現状

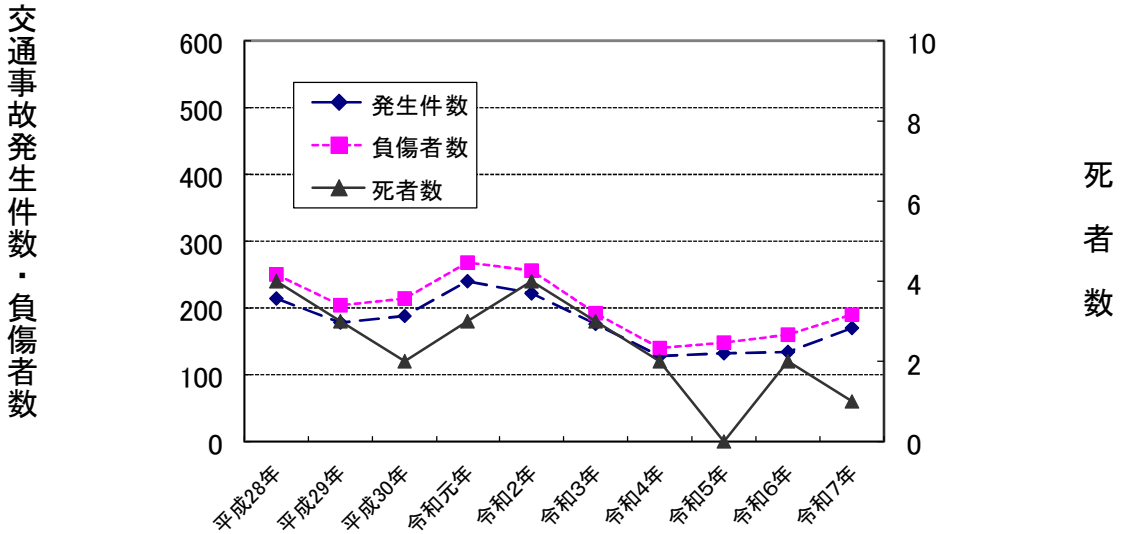
１　本市の道路交通事故の推移と現状

本市における道路交通事故は、発生件数、負傷者数ともに令和４年までは減少傾向にありましたが、令和５年以降は増加しています。

他方、交通事故による死者数は、令和３年の３人から減少傾向にあり、令和５年では０人となっていますが、翌年は若干増加しています。

過去５年（令和３年以降）の累計では、死者数８人のうち高齢者が５人と全体の約６割を占めており、高齢者の被害が目立ちます。

三条市内で発生した交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移



三条市内における交通事故の発生状況

※（　）内は高齢者

区　分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	177(71)	128(65)	133(69)	135(60)	170(74)
負傷者数	193(39)	141(38)	149(39)	160(30)	191(41)
死者数	3(1)	2(1)	0(0)	2(2)	1(1)
歩行者	19(10)	19(10)	26(8)	19(10)	28(13)
自転車乗車中	26(10)	12(4)	18(5)	15(3)	16(8)

出典：新潟県警察

２　本市の踏切事故の現状

本市では過去５年間で１件の事故があり、令和５年１月に、トラックが踏切内において、スタックしたことが原因で列車と衝突した負傷者のいない事故が１件発生しました。

第３章　交通安全計画における課題と目標

１　重点課題

(1)　高齢者の交通事故防止

本市における令和７年中に高齢者（65 歳以上）が関与した事故件数は全体の約 40%、死者数では 100%（１人中１人）を占めており、過去５年の累計では、全体の死者数の約 60%となっています。

三条市の人口の高齢化率は令和７年度に約 34.6%に達しており、今後もさらに高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が安全に安心して外出したり移動したりできる交通社会の形成が必要です。

また、最近では、高齢運転者の加齢に伴う身体的な衰えや認知機能の低下を原因とする交通事故がマスコミ等で大きく取り上げられ、社会的反響が大きくなっていることから、このような「高齢者加害事故」を減少させる取組を行う必要があります。

出典：令和８年３月末時点の住民基本台帳

(2)　歩行者の安全確保

本市における令和３年から令和７年までの５年間の交通事故死者数８人のうち、歩行者は４人であり、死者数全体の５割を占めています。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

そのため、人優先の考えのもと、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

(3) 自転車の安全利用の推進

本市における令和３年から令和７年までの５年間の交通事故死者数８人のうち、自転車乗車中は１人であり、死者数全体の約１割を占めています。

自転車については被害者にも加害者にもなり得るもので、自転車利用者の交通ルールに関する理解が不十分なこともあるため、自転車の悪質・危険な違反に対する厳正な取締りや自転車利用者に対する自転車の交通ルールやマナー等の交通安全教育の推進、自転車乗車用ヘルメットの着用の定着を図る必要があります。

また、令和４年に「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で定められた自転車損害賠償責任保険等の加入義務化について周知、加入促進を推進する必要があります。

(4)　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

新潟県内における一般道においてシートベルトの着用率を調査したところ、運転席の着用率は９割を超え、全国平均をやや上回りました。しかし、助手席の着用率は９割を超えているものの、全国平均をやや下回りました。また、後部座席の着用率は全国平均を上回っているものの、約６割にとどまっています。

高速道においては、運転席の着用率は10割であり、全国平均を上回りましたが、助手席は９割を超えているものの、全国平均をやや下回る状態になっています。また、後部座席の着用率は９割に近く、全国平均を上回っています。

このため、交通指導取締りを強化するとともに、交通安全教育や広報活動等を通じて、すべての座席でシートベルト着用の徹底を図り、交通事故の被害軽減を図る必要があります。

また、新潟県のチャイルドシートの使用率は、令和７年の調査によれば、８割を越え、全国平均をやや上回っている状況にありますが、10割には至っていないため、交通安全教育や広報活動等により使用率を向上させ、乳幼児の被害軽減を図る必要があります。

シートベルト着用率（%）（令和７年調査）

区　分		運転席	助手席	後部座席
新潟県	一般道	99.3	95.9	64.1
	高速道	100	98.7	89.7
全国平均	一般道	99.1	96.5	45.8
	高速道	99.6	98.8	79.9

チャイルドシート利用率（%）　（令和７年調査）

新潟県	82.5
全国平均	82.4

出典：警視庁・一般財団法人日本自動車連盟の合同調査

(4)　飲酒運転の根絶

本市における令和７年中の飲酒運転による交通事故発生件数は２件、死者はいませんでした。平成19年に罰則が強化されたことにより、飲酒運転による交通事故件数は令和元年までは減少傾向にありましたが、近年は、増加しています。

悪質・危険な飲酒運転を無くすため、飲酒運転の危険性を呼びかける各種運動や広報啓発活動を引き続き推進するとともに、酒類提供飲食店等と連携し、地域や職場等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図る必要があります。

また、指導取締体制を充実させ、飲酒運転周辺者三罪(車両提供罪・酒類提供罪・同乗罪)を中心とした背後責任の追求など、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する必要があります。

三条市内における飲酒運転事故の発生状況

区　分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	1	1	1	2	2
負傷者数	1	1	3	3	2
死者数	0	0	0	0	0

出典：新潟県警察

２　第 12 次交通安全計画の目標

５年間（令和８～12 年）で、
〇交通事故発生件数を年間 150 件以下に維持することを目指します。
〇交通事故死者数を０人にすることを目指します。

課題解決に向けた諸施策を確実に推進することにより、交通事故発生件数及び交通事故による死傷者数をゼロにし、市民を交通事故の脅威から守ることを最終的な目標とします。

本計画では、計画における最終年である令和 12 年までの当面の交通事故発生件数及び交通事故による死者数の減少目標を設定します。

ついては、過去の実績を踏まえ、交通事故発生件数は、年間 150 件以下を維持すること、また、死者数については、０人を目指します。令和４年以降の死者数は、２人以下を維持し、令和５年では、０人を達成しています。本市では、交通死亡事故により、無念の死を遂げる尊い命、辛い思いを強いられる遺族を一人も出したくないと切願し、交通事故死者数を０人にすることを目指します。

事故発生状況にかかる各種データを活用して、上記の目標達成を目指すことはもとより、交通事故そのものを減少させるため、次の(1)(2) の取組により、「安心して歩ける、安心して走れる三条市」を目指します。

(1)　道路交通の分野別施策

○ 道路交通環境の整備

○ 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

○ 安全運転の確保

○ 道路交通秩序の維持

○ 救助･救急活動の充実

○ 交通事故被害者の救済対策

(2)　踏切道における交通の安全

第４章　課題解決に向けた施策の展開

１　重点施策

(1)　高齢者の交通事故防止

高齢化の進行に伴い、高齢者の事故は、今後更に増加していくことが予想されます。

当市における令和３年から令和７年までの５年間の高齢者の交通事故死亡者５人のうち、歩行者が２人、自転車乗車中が１人と、歩行中や自転車乗車中の事故で死亡する割合が６割を占めています。このことから、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進して、重点的に事故の防止に取り組むとともに、夜間の交通事故防止に効果的な夜光反射材の着用を推進します。

また、高齢者は、被害者になるばかりでなく、運転者として加害者になる事故が多発しており、今後も高齢ドライバーが増加することに伴い、高齢者が事故を起こさないようにするため、運転機能の低下を自覚できる交通安全教育を広く推進するとともに、身体機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者に対し、運転免許証の自主返納制度を周知します。

くわえて、交通安全施設や歩道、道路照明の整備等、道路交通環境の整備を行うことにより、高齢者の死者数をゼロにすることを目指します。

(2)　歩行者の安全確保

当市における令和３年から令和７年までの５年間の交通事故死者数に占める歩行者の被害は、死者数全体の５割と高くなっています。

歩行者の安全確保のため、歩行者の安全で快適な通行のための環境整備、事故防止のための道路使用・占用の適正化や放置自転車対策を実施するとともに、身近な道路の安全性についての理解を高めるための交通安全教育や広報活動等の充実を図ります。

(3)　自転車の安全利用の推進

当市における令和３年から令和７年までの５年間の交通事故死者数に占める自転車乗車中の被害は、死者数全体の約３割となっています。

自転車運転者の安全利用のため、自転車の安全で快適な通行のための環境整備、事故防止のための道路使用・占用の適正化や放置自転車対策を実施するとともに、身近な道路の安全性についての理解を高めるための交通安全教育や広報活動等の充実を図ります。

(4)　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

後部座席のシートベルトは、着用が義務づけられているものの、一般道においては、運転席や助手席と比較した場合に着用率が低調であり、その背景としては、一般道における行政罰がないことや、後部座席同乗者の着

用意識の低さが考えられます。

後部座席は、特に交通事故発生時には車外放出の危険性が増加し、死亡・重大事故に発展するおそれが高いことから、積極的に着用を推進します。

また、チャイルドシートは、６歳未満の幼児の体形からシートベルトを着用した場合に危険を招く可能性があるため、その利用が求められていますが、家庭に複数台の自動車を保有している場合が多く、チャイルドシートの移し替えを嫌うなどの理由により、使用率が低くなっています。

シートベルトやチャイルドシートを着用していた場合と非着用の場合は、致死率に極めて大きな差があることから、広報活動や街頭での指導取締りを通じ、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図ります。

(5)　飲酒運転の根絶

本市における令和７年中の飲酒運転による交通事故発生件数は２件、死者はいませんでした。平成19年に罰則が強化されたことにより、飲酒運転による交通事故件数は令和元年までは減少傾向にありましたが、近年は、増加しています。

故意犯罪である飲酒運転を根絶するため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発、ハンドルキーパー運動の普及啓発を図ります。

また、悪質性、危険性の高い飲酒運転の取締りを一段と強化し、周辺者に対しても飲酒運転をしない、させない、許さないとの意識を高めさせ、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進します。

２　道路交通の分野別施策

(1)　道路交通環境の整備

交通安全の推進には、一人一人の意識が重要であることは言うまでもなく、人と車が安全で円滑に通行できる道路や施設など道路交通環境の整備が不可欠なことから、道路や交通安全施設の整備など道路交通環境の整備を推進します。

(2)　交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

交通安全の推進には、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することが重要であることから、各世代における交通事故発生状況を踏まえて、各年齢層に応じた交通安全教育を実施し、交通安全に関する普及啓発活動を推進します。

また、死亡事故等重大な事故が発生した際には、類似事故の発生を防止するため、広報活動や安全施設の整備等による対策を行います。

(3)　安全運転の確保

運転者の能力や資質の向上は、交通事故防止に重要なことから、運転者

教育等の充実を図ります。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき責任を重視し、企業・事業所が自主的な安全運転管理対策の推進を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を推進します。

(4)　道路交通秩序の維持

死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

また、安全かつ円滑な交通を確保するために、交通実態に即した交通規制を推進します。

(5)　救助･救急活動の充実

交通事故による負傷者に対する適切な救命措置を図り、その被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の充実を図ります。

(6)　交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けており、交通事故の被害者支援に関する知識や情報が十分でない方も多いことから、交通事故被害者の支援対策を推進します。

３　踏切道の安全についての施策

踏切事故は、ひとたび発生すると重大な被害をもたらすことから、踏切保安施設の整備、交通規制等の対策を推進します。

第２部 講じようとする施策

Ⅰ 重点施策

第１章　高齢者の交通事故防止

第２章　歩行者の安全確保

第３章　自転車の安全利用の推進

第４章　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

第５章　飲酒運転の根絶

第１章　高齢者の交通事故防止

１　道路・交通安全施設等の整備

(1)　歩行空間のバリアフリー化の推進

だれもが安全で快適な移動ができるように、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のＬＥＤ化、音響式信号機の設置や道路標識の高輝度化などの交通安全施設等の整備を推進します。

(2)　高齢者の視点を生かした道路整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、高齢者を始めとした地域住民や道路利用者等が日常感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映させます。

２　事故防止対策の推進

(1)　事故危険箇所における事故抑止対策の実施

死傷事故が多発している交差点・単路や、ＥＴＣ２.０等のビッグデータの活用・分析ツールの活用等による潜在的な事故危険区間について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故防止対策を実施します。

(2)　高齢者の街頭指導等の推進

高齢の歩行者・自転車利用者に対する保護誘導や街頭指導を推進します。

(3)　高齢者の特性に応じた効果的対策の推進

高齢者が関与する交通事故の発生状況等について調査分析を行うとともに、高齢者の身体特性あるいは行動特性を加味し、これらの分析結果を踏まえた総合的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進します。

３　教育・啓発の推進

(1)　高齢者に対する交通安全教育

地域交通安全活動推進員の活用を促進するとともに、老人クラブ等を通じて、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催を推進します。

また、高齢者が自ら参加して「事故にあわない、起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブ・チャレンジ宣言」等の県民運動を推進します。

公民館等で開催する、高齢者が参加する教室・講座等において、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者の交通

行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得を促進する学習内容を取り入れ普及を図ります。

(2)　夜光反射材の普及促進

高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、夜光反射材用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型交通安全教育により、夜光反射材や各種反射用品の自発的な活用の促進に取組みます。

(3)　高齢運転者に対する運転免許証の返納促進

高齢者が加害者となる事故防止対策として、交通安全教室等において運転免許証の自主返納制度について説明するなど返納促進に向けた活動を行うとともに、運転免許証返納者に対する支援施策として、市内循環「バスぐるっとさん」、デマンド交通「ひめさゆり」及びＡＩオンデマンド交通「のるーとさんじょう」の公共交通の利用を推進します。併せて、「ひめさゆり」及び「のるーとさんじょう」で使える「おでかけパス」（※）の利用を推進します。

※　市内在住の満65歳以上、または運転免許証を返納された方（「運転経歴証明書」又は「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方）を対象に、デマンド交通を２人以上で利用するときに、おでかけパスを提示すると料金が割引されるほか、協賛店で特典を受けられるカードです。

(4)　交通安全運動での重点的取組の推進

交通安全運動等実施の際に、「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取り上げるとともに、高齢者自身の安全意識の醸成と高齢者への保護意識を強化するために高齢者の交通事故の特徴等を幅広く市民に広報します。

(5)　ライト早め点灯運動等の推進

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者等が交通事故に遭う危険性が高まることから、車両運転者に対してライト早めの点灯の呼びかけを行うほか、ライトの上向きと下向きのこまめな切り替えによって前方への意識を高める運転を推進します。

(6)　高齢者の交通事故防止のための広報

高齢者への保護意識を強化するために、高齢者の交通事故の特徴等を幅

広く広報し、高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めます。

また、70 歳以上の運転免許取得者で身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがある場合には、高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けて自動車を運転するよう広報啓発を実施し、これら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成に努めます。

(7)　安全運転を支える先端技術の活用促進と適切な情報提供

衝突被害軽減ブレーキ、ペダルの踏み間違い時加速抑制装置などの安全運転支援機能を始めとした交通事故防止に役立つ先端技術に関する広報啓発活動等を実施します。

また、運転者が安全運転支援機能を過信することがないように、機能の限界など正確な情報の提供に努め、機能に対する理解の向上を図ります。

第２章　歩行者の安全確保

１　歩行空間の整備・改良

(1)　歩行空間のバリアフリー化の推進

だれもが安全で快適な移動ができるように、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のＬＥＤ化、音響式信号機の設置や道路標識の高輝度化などの交通安全施設等の整備を推進します。特に、小学校や保育所等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進します。

(2)　生活道路における安全確保

地域における道路交通状況等を踏まえ、生活道路を対象として、自動車の速度抑制を図るための道路環境の整備を進めるとともに、可搬式速度自動取締装置を運用する等適切な交通取締りの実施、安全な走行方法の普及に取り組みます。さらに、自動車と歩行者の交通事故を抑制するため、令和８年９月から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図ります。

２　事故防止対策の推進

(1)　道路占用の適正化

道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。

(2)　不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。特に、歩道上における不法占用物件については、歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行います。さらに、道路上から不法占用物件を一掃するため、沿道住民を始め、道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。

(3)　通学路の安全確保の推進

通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や交通事故対策の改善、充実等の継続的な取組を実施するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通の実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等が連

携し、ハード・ソフト両面から必要な対策を推進します。

３　教育・啓発の推進

(1)　効果的な交通安全教育の推進

各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、高齢者については、対象者が集まる場所への出前・出張型の交通安全教育を積極的に実施します。

(2)　交通安全運動を通じた意識啓発

各季の交通安全運動等について、事前に運動の趣旨、実施期間、重点項目、実施計画について広く住民に周知し、効果的に実施します。さらに、交通事故は身近なものであり、その防止の重要性を市民一人一人が認識できるよう地域に密着したきめ細かな運動を展開します。

(3)　広報・普及活動の強化

歩行者の交通ルールの遵守及びマナーの向上のため、広報誌、ホームページなど広報媒体を活用し、学校、職場等を通じて積極的な普及活動に努めます。

４　歩行者に対する保護の推進

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者の通行を妨げる歩行者妨害等違反の取締りを強化します。

第３章　自転車の安全利用の推進

１　自転車通行空間の整備・改良

(1)　自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備などの交通安全施設等の整備を推進します。

(2)　生活道路における安全確保

地域における道路交通状況等を踏まえ、生活道路を対象として、自動車の速度抑制を図るための道路環境の整備を進めるとともに、可搬式速度自動取締装置を運用する等適切な交通取締りの実施、安全な走行方法の普及に取り組みます。さらに、自動車と歩行者の交通事故を抑制するため、令和８年９月から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図ります。

２　事故防止対策の推進

(1)　道路占用の適正化

道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(1))

(2)　不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。さらに、道路上から不法占用物件を一掃するため、沿道住民を始め道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(2))

(3)　通学路の安全確保の推進

通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や交通事故対策の改善、充実等の継続的な取組を実施するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通の実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等が連携し、ハード・ソフト両面から必要な対策を推進します。

３　教育・啓発の推進

(1)　自転車の安全な利用の推進

自転車の道路通行時における、車両としてのルール及び法律の遵守や、

交通マナーの実践の普及・啓発に努めます。

特に、令和８年４月から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入され、信号無視、指定場所一時不停止等及び携帯電話使用等などが交通違反の対象となっているため、広報啓発を強化します。

自転車乗車中の事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方に関する普及・啓発の強化を図ります。特に、自転車の歩道通行時におけるルールの遵守やスマートフォンの操作など画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して音が聞こえにくい状態での乗車の危険性等について周知を図ります。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者になる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚、責任が求められることから、こうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入義務化の周知に努めます。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

(2)　効果的な交通安全教育の推進

各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施するとともに、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果に関する理解を高めるため、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用に関する広報啓発活動を促進します。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及と促進を図ります。

(3)　交通安全運動を通じた意識啓発

各季の交通安全運動等について、事前に運動の趣旨、実施期間、重点項目、実施計画について広く市民に周知し、効果的に実施します。さらに、交通事故は身近なものであり、その防止の重要性を市民一人一人が認識できるよう地域に密着したきめ細かな運動を展開します。

(4)　広報・普及活動の強化

自転車運転者の交通ルール及び法律の遵守並びにマナーの向上のため、広報誌、ホームページなど広報媒体を活用し、学校、職場等を通じて積極的な普及活動に努めます。

４　自転車利用者に対する指導の推進

良好な自転車秩序実現のために、酒酔い運転や制動装置不良運転等「自転車運転講習」にかかる危険行為に対する指導取締りを強化します。

５　自転車利用者に対する保護の推進

自転車横断帯のある場所において、自転車利用者の通行を妨げる横断歩行者等妨害等違反の取締りを強化します。

第４章　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

１　後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発

(1)　交通安全教育を通じた着用意識の啓発

各種研修会等において各世代に対し、自動車の特性に関する理解を深めさせるとともに、自動車乗車中に交通事故が発生した場合のシートベルト及びチャイルドシートによる被害軽減効果を理解させ、正しい着用を行うよう意識啓発を図ります。

また、幼児や児童生徒の自動車同乗中における負傷を防ぐため、保育所・保育園、小学校、中学校、高等学校等において、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用と有効性について指導を行います。

(2)　交通安全運動における重点的取組の推進

交通安全運動の重点的な取組として、シートベルトの全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底を広く呼びかけるとともに、交通指導所の実施により、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果の周知と正しい着用方法についての指導を行います。

(3)　広報・普及活動の推進

幼稚園・保育所等の関係機関・団体を通じて、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果と正しい着用方法の広報を推進します。また、交通安全運動において、後部座席を含めた全座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の普及啓発に努めます。

(4)　運転従事者、事業者に対する安全講習及び指導

事業所内でシートベルト着用の徹底など交通安全教育が適正に行われるよう安全運転管理者に対し指導の徹底を図ります。

また、運転免許更新時の講習の際に、シートベルト及びチャイルドシートの有効性に関する教育を実施します。

２　交通指導取締りの強化

シートベルトの着用及びチャイルドシート使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを徹底します。

第５章　飲酒運転の根絶

１　飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶を呼びかけ、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知するとともに、広報誌やホームページなどを活用して、飲酒運転防止等の周知に努め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立に努めます。

２　交通指導取締りの強化

飲酒運転を根絶するための積極的な取締りを推進するとともに、飲酒運転周辺者三罪（車両等提供罪・酒類提供罪・同乗罪）を中心とした背後責任の事件捜査の強化を図り、併せて、飲酒運転常習者や飲酒運転により交通事故を起こした者に対して行政処分の早期執行を行うなど、悪質運転者の一掃を図ります。

Ⅱ　分野別施策

第１章　道路交通環境の整備

第２章　交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

第３章　安全運転の確保

第４章　道路交通秩序の維持

第５章　救助・救急活動の整備拡充

第６章　交通事故被害者支援の推進

第１章　道路交通環境の整備

１　道路等の整備

(1)　事故危険箇所における事故抑止対策の実施

死傷事故が多発している交差点・単路や、ビッグデータの活用等による潜在的な事故危険区間について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故防止対策を実施します。（P.13　Ⅰ重点施策　第１章２－(1)）

(2)　歩道等の整備

通学路等において歩行者の安全を確保する必要のある区間について、重点的に歩道等の整備を進めます。

(3)　交差点の改良

交差点における安全で円滑な交通の確保と、その付近における交通事故防止、交通渋滞の解消のため、関係機関と連携を図りながら適切な路面標示等を実施します。

２　交通安全施設等の整備

(1)　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のＬＥＤ化、音響式信号機の設置、道路標識の高輝度化など、道路管理者と公安委員会が一体となった交通安全施設等の整備を推進します。

(2)　標識等の整備

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近に、視認性・耐久性に優れた大型標識の整備や見やすくわかりやすい道路標識の整備を図ります。

また、夜間事故を防止するために、道路照明・視線誘導標識等を設置します。

(3)　通学路、通園路の安全設備・施設の整備

児童、生徒等の通行の安全を確保するため、必要な箇所への押ボタン信号機の設置や横断歩道等の交通規制を推進します。

また、通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や交通事故対策の改善、充実等の継続的な取組を実施するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等が連携しハード・ソフト両面から必要な対策を推進します。（P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(3)）

３　高齢者等の移動手段の確保・充実

三条市地域公共交通網形成計画に基づき、市内循環「バスぐるっとさん」、デマンド交通「ひめさゆり」及びＡＩオンデマンド交通「のるーとさんじょう」の事業を行い、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実を図ります。また、デマンド交通ひめさゆり「おでかけパス」の 65 歳以上の運転免許返納者への無料配布を行い、自動車の運転に不安を抱える高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を行います。

４　道路使用・占用の適正化

(1)　道路使用、占用の適正化の推進

道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(1)、P.18　Ⅰ重点施策　第３章２－(1))

(2)　不法占用物件の排除

道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。特に、歩道上における不法占用物件については、歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行います。さらに、道路上から不法占用物件を一掃するため、沿道住民を始め、道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(2)、P.18　Ⅰ重点施策　第３章２－(2))

５　統合的な駐車規制の推進

地域住民等の意見や要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。

また、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いて取締りを行います。

６　自転車利用環境の統合的整備

環境にやさしい交通手段である自転車の安全な利用の推進のため、交通マナーの普及・啓発、悪質な交通違反の取締りを行うなど安全に安心して利用できる環境づくりに努めます。

７　ＴＤＭ（交通需要マネジメント）の推進

マイカー利用増加に伴う渋滞の発生及びそれによる環境への負荷を軽減するため、ノーマイカーデー等の取組のほか市内循環「バスぐるっとさん」、デマンド交通「ひめさゆり」及びＡＩオンデマンド交通「のるーとさんじょう」による公共交通機関の乗り合いでの利用を促進します。

８　効果的な交通規制の推進

地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ハード・ソフト両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

９　その他の道路交通環境の整備

(1)　道路利用者の視点を活かした道路交通環境整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者等が日常感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映させていきます。

(2)　住民との協働による交通安全の推進

交通安全施設の整備や交通規制の実施については、地域住民の意見・要望を把握し、道路交通の実態を踏まえた整備を推進します。

(3)　冬期の交通安全の確保

冬期の円滑な道路環境を確保するため、迅速な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を推進します。

また、子どもが安全に通学できるように、地域の実態に応じて迅速に除雪を行うなど、歩行空間の確保を図ります。

第２章　交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

１　交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1)　「三条市交通安全の日」の取組

本市では平成 26 年に、市民一人一人が交通安全について考え、改めて交通事故防止に努めるための契機として、毎年６月 25 日を“無事故の日”として位置づけ、「三条市交通安全の日」と定めています。記念日に関連して交通安全活動等を実施することにより、市民の交通安全意識を高め、交通事故のないまちを目指します。

(2)　類似事故防止のための事故情報共有の促進

死亡事故等重大な事故が発生した際には類似事故の発生を防止するため、家庭訪問等の活動を通じ情報提供を行います。

(3)　効果的な広報の実施

広報誌やホームページなどを利用するほか、運動期間に合わせて市内の事業者、商業施設、団体等に情報提供を行うなど様々な手法で周知を図ります。

(4)　交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動において、関係機関・団体等と連携して、市民への交通安全思想の普及を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう、本市の実情に即した交通安全運動を展開します。

(5)　横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故は、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。特に、幼稚園、保育所・保育園、小学校、中学校及び高等学校等近くの横断歩道での減速、停止義務の徹底を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(6)　後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト着用の徹底及びチャイルドシートの正しい使用の推進

ア　交通安全運動における重点的取組の推進

交通安全運動の重点的な取組として、シートベルトの全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底を広く呼びかけるとともに、交通指導所の実施によりシートベルト及びチャイルドシートの着用効果の周知と正しい着用方法についての指導を行います。(P.20　Ⅰ重点施策　第４章１（2))

イ　広報・普及活動の推進

幼稚園、保育所・保育園等の関係機関・団体を通じて、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果と正しい着用方法の広報を推進します。また、交通安全運動において、後部座席を含めた全座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の普及啓発に努めます。(P.20　Ⅰ重点施策　第４章１（3))

ウ　運転従事者、事業者に対する安全講習及び指導

事業所内でシートベルト着用の徹底など交通安全教育が適正に行われるよう安全運転管理者に対し指導の徹底を図ります。また、運転免許更新時の講習の際に、シートベルト及びチャイルドシートの有効性に関する教育を実施します。(P.20　Ⅰ重点施策　第４章１（4))

(7)　夜光反射材の普及促進

高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、夜光反射材用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型交通安全教育により、夜光反射材や各種反射用品の自発的な活用の促進に取組みます。(P.14　Ⅰ重点施策　第１章３（2))

(8)　飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶を呼びかけ、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知するとともに、広報誌やホームページなどを活用して、飲酒運転防止等の周知に努め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立に努めます。(P.22　Ⅰ重点施策　第５章１)

(9)　悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進

妨害運転の危険性について理解を深めるため、事故実態・危険性等を広く周知し、違反の防止を図ります。

また、運転中のスマートフォンの操作の危険性について、周知に努めます。

(10)　安全意識・保護意識の啓発強化

ア　自転車の安全な利用の推進

自転車の道路通行における、車両としてのルール及び法律の遵守並びに、交通マナーの実践の普及・啓発に努めます。

特に、令和８年４月から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入され、信号無視、指定場所一時不停止等及び携帯電話使用等などが交通違反の対象となっているため、広報啓発を強化します。

自転車乗車中の事故防止や自転車の安全利用を促進するため「自転車安全利用五則」（令和４年 11 月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用し、歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。特に、自転車の歩道通行時におけるルール遵守やスマートフォンの操作など画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して音が聞こえにくい状態での乗車の危険性等について周知を図ります。

自転車の安全利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備を受ける気運を醸成します。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者になる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚、責任が求められることから、こうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入義務化の周知に努めます。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。（P.18　Ⅰ重点施策　第３章３（1））

イ　効果的な交通安全教育の推進

各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施するとともに、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果に関する理解を高めるため、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用に関する広報啓発活動を促進します。

また、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、家庭訪問による個別指導に努めます。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及と促進を図ります。（P.19　Ⅰ重点施策　第３章３（2））

ウ　交通安全運動を通じた意識啓発

各季の交通安全運動等について、事前に運動の趣旨、実施期間、重点項目、実施計画について広く市民に周知し、効果的に実施します。さらに、交通事故は身近なものであり、その防止の重要性を市民一人一人が認識できるよう地域に密着したきめ細かな運動を展開します。（P.19　Ⅰ重点施策　第３章３（3））

エ　広報・普及活動の強化

歩行者の交通ルールの遵守及びマナーの向上並びに自転車の交通ルール・法律の遵守及びマナーの向上のため、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、学校、職場等を通じて積極的な普及活動に努めます。（P.17　Ⅰ重点施策　第２章３（３））

オ　高齢者の交通事故防止のための広報

高齢者への保護意識を強化するために、高齢者の交通事故の特徴等を幅広く広報し、高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めます。

また、70歳以上の運転免許取得者で身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがある場合には、高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けて自動車を運転するよう広報啓発を実施し、これら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成に努めます。（P.14　Ⅰ重点施策　第１章３（6））

カ　安全運転を支える先端技術の活用促進と適切な情報提供

衝突被害軽減ブレーキ、ペダルの踏み間違い時加速抑制装置などの安全運転支援機能を始めとした交通事故防止に役立つ先端技術に関する広報啓発活動等を実施します。

また、運転者が安全運転支援機能を過信することがないように、機能の限界など正確な情報の提供に努め、機能に対する理解の向上を図ります。（P.15　Ⅰ重点施策　第１章３（7））

２　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1)　幼児に対する交通安全教育

幼児に対しては、身近な生活における交通安全のきまりを知り、危険を避けて安全に行動できる習慣や態度の育成が図られるよう、幼稚園、保育所・保育園、家庭や地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施します。

(2)　児童生徒に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒等に対する交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念の下に、心身の発達段階等に応じて、安全

に行動できる能力を養います。

(3)　成人に対する交通安全教育

車社会と言われる中で、運転者に対し、自他の安全を守るための自主的な行動を促し、社会的責任の自覚の醸成に努めます。具体的には、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底等の交通安全意識の高揚を図ります。

(4)　高齢者に対する交通安全教育

地域交通安全活動推進員の活用を促進するとともに、老人クラブ等を通じて、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催を推進します。

また、高齢者が自ら参加して「事故にあわない、起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブ・チャレンジ宣言」等の県民運動を推進します。公民館等で開催する、高齢者が参加する教室・講座等において、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得を促進する学習内容を取り入れ普及を図ります。(P.13　Ⅰ重点施策　第１章３ (1))

３　地域社会における交通安全意識の高揚

(1)　地域における高齢者交通安全教育の推進

地域交通安全活動推進員の活用を促進するとともに、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみでの高齢者に対する交通安全教育活動の推進を図ります。

(2)　交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的に活動する民間団体に対し、活動を支援します。

(3)　学校等における交通安全活動の推進

幼稚園、保育所・保育園、小学校、中学校において、積極的に交通安全教育を推進するとともに、地域、関係機関・団体と連携し、効果的な交通安全活動の推進を図ります。

また、小学校の新入学児童全員への黄色い安全帽やランドセルカバーの交付及び全小学生への交通安全教育資料配布等により、交通事故防止活動の推進を図ります。

第３章　安全運転の確保

１　運転者教育等の充実

運転免許更新時の講習や高齢者講習について、受講者に対する効果的な再教育となるよう、講習指導員の能力向上と講習内容及び講習方法の充実に努めます。

２　事業者に対する安全運転管理の充実

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を通じ、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内における交通安全教育が適正に行われるよう安全運転管理者等を指導します。

また、安全運転管理者等を選任していない事業者に対する指導を行い、企業内の安全運転管理体制を強化して安全運転管理業務の徹底を図ります。

３　交通労働災害の防止

(1)　交通労働災害の防止

運転業務に労働者を従事させる全ての事業者に対して、交通労働災害防止を図るためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業所の管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を図ります。

(2)　運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働時間、休日等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行を確保するための監督指導を実施します。

４　道路交通に関する情報の収集と提供

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。

第４章　道路交通秩序の維持

１　指導取締りの強化

(1)　交通事故防止に資する効果的な交通違反取締りの強化等

交通事故の分析結果を踏まえ、交通事故多発時間帯や区域、路線を重点とした交通指導取締り活動を推進します。

(2)　安全速度定着化に向けた指導取締りの強化

自動車と歩行者等の交通事故を抑制するため、令和８年９月から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられたことを踏まえ、国道等主要幹線道路などに加え、法定速度の生活道路においても安全速度定着化のための速度違反等の交通指導取締りを強化します。

(3)　シートベルト着用義務違反及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締りの強化

シートベルトの着用及びチャイルドシート使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを徹底します。(P.21　Ⅰ重点施策　第４章２)

(4)　暴走族対策の強化

暴走族に対しては、道路交通法の共同危険行為等の禁止規定を始め、あらゆる法令を適用して検挙を徹底します。

また、家庭、学校、職場と連携し、地域における暴走族追放の取組を図ります。

２　駐車秩序の確立

(1)　統合的な駐車規制の推進

地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。

また、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いて取締りを行います。(P.25　Ⅱ分野別施策　第１章５)

(2)　自転車の駐車秩序の確立

駅周辺の放置自転車問題の解決のため、自転車駐車場の整備を推進し、自転車の整理・撤去を図ります。

第５章　救助・救急活動の整備拡充

１　応急手当の知識普及・啓発活動

負傷者の救命率の向上には、バイスタンダー（事故現場に居合わせた人）による迅速、適切な応急手当が重要であることから、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた応急手当の講習会を開催することにより、普及啓発活動を推進します。

２　プレホスピタルケアの充実

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、救急救命士の養成を図るとともに、救急救命士再教育を計画的に行い適正な医療の質の確保に努めます。

また、救急搬送や病院前救護活動における課題等について、二次医療機関に関わっている関係者で情報共有を図り、県央地域のメディカルコントロール体制の充実に努めます。

３　救助・救急施設及び救急体制の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

４　救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑化・多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技能等の向上を図るため、県消防学校及び各種研修会への隊員派遣を推進します。

第６章　交通事故被害者支援の推進

１　新潟県交通災害共済事業の推進

交通事故被災者の救済のため、広報等を通じて制度の普及に努め、加入促進を図ります。

２　交通事故相談所の活用

広報誌等の積極的な活用により、新潟県交通事故相談所の周知を図ります。

３　交通遺児対策

新潟県交通遺児基金による給付事業･激励事業や自動車事故対策機構が行う生活資金貸付事業等について広く周知し､被害者が個々のニーズに合わせた情報と支援が受けられるよう関係機関との連携の強化に努めます。

Ⅲ　踏切道の安全についての施策

１　踏切道の構造改良等による対策の促進

踏切事故の危険性が高い踏切道については、歩道の確保も含めた構造の改良を促進します。

２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備を原則とする踏切保安設備の整備を促進するとともに、道路の交通量や迂回路の状況等を勘案して必要に応じ自動車通行止め、大型自動車通行止め等の交通規制を実施します。

さらに、冬期間の踏切道の交通安全対策を図るため、通行車の比較的少ない踏切道の交通規制を実施します。

３　その他踏切道の安全と円滑化を図るための措置

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作など緊急措置の周知の徹底を図ります。

また、踏切事故は、直前横断、停滞等に起因するものが多いことから関係機関や鉄道事業者等と連携し、踏切道通行者に安全意識の向上の広報啓発を推進します。

参　考　資　料

１　交通安全対策基本法（抜粋）

２　三条市交通安全に関する条例

３　三条市交通安全対策会議規則

４　三条市交通安全対策会議委員一覧

１　交通安全対策基本法（抜粋）

昭和 45 年６月１日
法律第 110 号
改正　令和５年６月 16 日法律第 58 号

第一章　総則

（市町村交通安全対策会議）

第 18 条　市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3　市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第 19 条　中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあっては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあっては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（交通安全対策会議相互の関係）

第 20 条　都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

2　中央交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

3　都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

第三章　交通安全計画

（市町村交通安全計画等）

第 26 条　市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2　市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3　市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4　市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5　市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6　市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7　第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

（地方公共団体の長の要請等）

第 27 条　地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第 28 条　地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業務計画（これらの計画のうち、陸上交通の安全に関

する部分を除く。）の作成又は実施に関し、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすることができる。

第四章　交通の安全に関する基本的施策

第二節　地方公共団体の施策

（地方公共団体の施策）

第 38 条　地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

２　三条市交通安全に関する条例

平成 17 年５月１日
条例第 124 号
改正　令和元年 12 月 17 日条例第 13 号

(目的)

第１条　この条例は、本市における交通安全施策の推進を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第２条　市は、市民の交通安全意識の高揚と交通安全を確保するため、啓発活動及び道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めるものとする。

２　前項の交通安全施策の計画及び実施に当たっては、警察署、道路管理者その他の関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第３条　市民は、日常生活を通じて、自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力するものとする。

(交通安全対策会議)

第４条　市長は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第１項の規定に基づき、三条市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

２　対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　三条市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、交通安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

３　対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

４　会長は、市長をもって充て、委員の定数は、15 人以内とする。

５　前各項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交通安全指導員)

第５条　交通事故の防止及び交通安全運動の推進を図るため、三条市交通安全指導員(以下「指導員」という。)を置く。

２　指導員の定数は 10 人以内とする。

３　指導員の身分は、非常勤の一般職とする。

４　前各項に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

(道路交通環境の確保等)

第６条　市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等を整備し、良好な道路交通環境を確保するよう努めるとともに、必要があると認めるとき

は、関係行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第７条　市長は、市民の交通安全知識の向上を図るため、年齢、地域等の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(情報の提供)

第８条　市長は、市民に対し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うとともに、必要な情報を適切に提供するものとする。

(委任)

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 17 年５月１日から施行する。

(指導員等の任期の特例)

2　この条例の施行の際、最初に委嘱する指導員及び指導隊員の任期は、第５条第３項の規定にかかわらず、指導員にあっては委嘱の日から平成 18 年３月 31 日までとし、指導隊員にあっては委嘱の日から平成 19 年３月 31 日までとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 17 年５月１日から施行する。

（指導員等の任期の特例）

２　この条例の施行の際、最初に委嘱する指導員及び指導隊員の任期は、第５条第３項の規定にかかわらず、指導員にあっては委嘱の日から平成 18 年３月 31 日までとし、指導隊員にあっては委嘱の日から平成 19 年３月 31 日までとする。

附　則（令和元年 12 月条例第 13 号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

３　三条市交通安全対策会議規則

平成 17 年 5 月 1 日
規則第 106 号
改正　令和６年２月規則第４号

(趣旨)

第 1 条　この規則は、三条市交通安全に関する条例(平成 17 年三条市条例第 124 号)第４条第５項の規定に基づき、三条市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条　会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

2　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　国の関係地方行政機関の職員

(2)　新潟県の関係行政機関の職員

(3)　市の職員

(4)　その他市長が適当と認めた者

4　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 3 条　対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 4 条　対策会議の庶務は、市民部環境課において処理する。

(その他)

第 5 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 17 年５月１日から施行する。

附　則(平成 20 年３月規則第 15 号)

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則(令和６年２月規則第４号)

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

４　三条市交通安全対策会議委員一覧

所属機関	委員 職名
三条市	三条市長
国土交通省 北陸地方整備局	新潟国道事務所 黒埼維持出張所長
	長岡国道事務所 長岡維持出張所長
新潟労働局	三条労働基準監督署 安全衛生課長
新潟県	三条地域振興局地域整備部 維持管理課長
新潟県警察	三条警察署交通課長
三条市教育委員会	教育部長
三条市消防本部	消防長
三条市	建設部長
	市民部長
東日本旅客鉄道株式会社 新潟事業本部	燕三条駅長
公益財団法人 三条市交通安全協会	事務局長
ネットワーク三条	副代表
三条市ＰＴＡ連合会	ＰＴＡ副会長

第12次　三条市交通安全計画

令和８年９月発行

編集　　三 条 市 市 民 部 環 境 課

〒955-8686　三条市旭町二丁目３番１号
TEL　　0256-34-5574
E-mail　　kankyo@city.sanjo.niigata.jp
URL　　http://www.city.sanjo.niigata.jp/